

平成29年度 地域コミュニティ審議会の進め方について（案）

1 コミュニティの認定に関すること

(1) コミュニティの認定

コミュニティから提出された「認定申請書」に基づき、認定の可否について調査審議を行います。

〔※参考〕未申請のコミュニティ一覧

- ・茅ヶ崎地区まちぢから協議会
- ・鶴嶺西地区まちぢから協議会

(2) コミュニティの認定の取り消し

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第7条第1号又は第3号に該当若しくは該当する可能性がある場合、認定の取り消しについて調査審議を行います。

2 認定コミュニティによる公益を増進するための活動に関すること

(1) 認定基準の確認

各認定コミュニティから提出される「活動報告書及び収支決算書」「活動計画書及び収支予算書」「認定コミュニティ助成金実績報告書（資料2-2）」「認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ（資料2-4）^{*}」及びそれに基づいて地域担当職員が作成する「認定審査基準確認表（資料2-3）」をもとに、認定基準を満たしているかについて確認を行います。

※資料2-4は、特定事業実施地区のみ

	基準	確認するための資料
1	区域	変更があった場合のみ、変更後の区域図を提出してもらう
2	構成（自治会）	名簿
3	構成（団体）	名簿
4	公募委員の参加	名簿
5	個人の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書及び収支決算書 ・活動計画書及び収支予算書 ・認定コミュニティ助成金実績報告書（資料2-2） ・認定審査基準確認表（資料2-3） ・認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ（資料2-4）
6	民主的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書及び収支決算書 ・活動計画書及び収支予算書 ・認定コミュニティ助成金実績報告書（資料2-2） ・認定審査基準確認表（資料2-3） ・認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ（資料2-4）

7	規約	変更があった場合のみ、変更後の規約を提出してもらう
8	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書及び収支決算書 ・活動計画書及び収支予算書 ・認定コミュニティ助成金実績報告書（資料2-2） ・認定審査基準確認表（資料2-3） ・認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ（資料2-4）

※ 「活動報告書及び収支決算書」及び「活動計画書及び収支予算書」は、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第6条第1号及び第2号により、提出が義務付けられています。名簿や変更があった場合の区域図については、同条第3号、市長が必要と認める書類として提出してもらうことを想定しています。

（2）その他、認定コミュニティの活動全般に関すること

各認定コミュニティから提出される「活動報告書及び収支決算書」「活動計画書及び収支予算書」「認定コミュニティ助成金実績報告書（資料2-1）」「認定コミュニティ助成金実績報告書Ⅱ（資料2-4）」に加え、事業提案審査会で作成した「特定事業評価表（資料2-5）」をもとに、コミュニティの活動がより効果的な取り組みとなるよう、必要に応じて助言等を行うことを想定しています。

3 認定コミュニティの活動に対する市の支援に関すること

地域担当職員の役割や財政支援の仕組みなど、地域コミュニティの認定等に関する条例の運用面について、調査審議を行うことを想定しています。